

新居浜市公告第 6 1 号

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について、新居浜市契約規則（昭和 3 9 年規則第 3 2 号）第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

新居浜市副市長 赤尾 禎司

1 一般競争入札参加者の資格について

(1) 入札に付する事項

ア 物 品 名 消防ポンプ自動車（3. 5 t 未満） 1 台

イ 納入場所 新居浜市消防本部

ウ 納入期限 令和 8 年 3 月 3 1 日

エ 予定価格 公表しない。

(2) 入札に参加する者に必要な資格

新居浜市に令和 7・8 年度入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

（ア）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

（イ）民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

（ウ）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行

役員を含む。)又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(新居浜市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められること。

(エ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

(オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)及び参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から入札の日までの期間に、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱(平成19年要綱第3号)の規定による指名停止を受けていないこと。

ウ 平成22年4月1日以降に愛媛県内で消防ポンプ自動車を納入した実績があること。

エ 納入後、故障等緊急に修理等を要する場合、連絡を受けた日又はその翌日中に技術者等を派遣し、適切な対応ができること。

オ この公告の日において、愛媛県内に継続して3月以上設置されている本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(3) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、申請書及び資料を提出し、副市長の確認を受けなければならない。

イ 申請書及び資料は、持参しなければならない。

ウ 提出書類

(ア) 申請書 (第 1 号様式)

(イ) 資料

a 契約実績報告書 (第 2 号様式)

b 誓約書 (第 3 号様式)

c 受付票 (第 4 号様式)

エ 申請書及び資料の提出期間及び提出場所

(ア) 提出期間 令和 7 年 5 月 1 2 日 (月) から令和 7 年 5 月 1 4 日 (水) までの
執務時間中 (午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。以下同様とする。) と
する。

(イ) 提出場所 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号 新居浜市総務部契約課

(ウ) 入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 5 月 2 0 日 (火) までに通知する。

(4) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、副市長に対し入札参加資格がないと認
めた理由について、書面により説明を求めることができる。この場合においては、
令和 7 年 5 月 2 3 日 (金) までに当該書面を持参の上、提出しなければならない。

イ アの書面の提出先

新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号 新居浜市総務部契約課

ウ 副市長は、アにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和 7 年
5 月 2 7 日 (火) までに、書面により回答する。

2 一般競争入札について

(1) 入札に参加する者に必要な資格

1 の (3) により入札参加資格の確認を受けた者

(2) 入札執行の日時、場所等

ア 日 時 令和 7 年 5 月 2 9 日 (木) 1 4 時 0 0 分

イ 場 所 新居浜市庁舎 4 階入札室

ウ その他 入札当日は、入札参加資格確認通知書 (写し可) を持参すること。

(3) 入札に付する事項

消防ポンプ自動車 (3. 5 t 未満) 1 台

(4) 契約条項を示す期間及び場所

ア 契約書案、入札心得、仕様書（以下「契約条項等」という。）は、次のとおり閲覧に供するとともに契約課のホームページにも掲載する。

(ア) 閲覧及び掲載期間 この公告の日から令和7年5月29日（木）までの執務時間中

(イ) 閲覧場所 新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市総務部契約課

イ 契約条項等についての質問は、書面持参、ファクシミリ又は電子メールにより行わなければならない。なお、当該書面の提出期間及び提出場所は、次のとおりとする。

(ア) 提出期間 この公告の日から令和7年5月16日（金）までの執務時間中

(イ) 提出場所 新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市総務部契約課

ウ 契約条項等についての質問に対する回答は、質問者に対してファクシミリ等で回答するほか、令和7年5月29日（木）まで契約課のホームページに回答書を掲載して行うものとする。

(5) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金は免除する。

イ 契約に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、新居浜市契約規則第30条の規定に該当する者については、免除することがある。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 新居浜市議会の議決に付すべき契約

本契約は、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第54号）第3条の規定に基づき、新居浜市議会の議決を要する。

(8) その他入札について必要な事項

ア 入札方法

(ア) 入札の参加に当たっては、入札参加資格確認通知書（写し可）を持参するとともに、代理人が入札に参加する場合は、入札開始時に、委任状（第7号様式）を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。

(イ) 電報又は郵送による入札は認めない。

(ウ) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 契約の相手方の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方とする。

(ア) 上記イにより契約の相手方が決定しない場合は、直ちに2回目の入札を行う。

2回目の入札でも契約の相手方が決定しない場合は、2回を限度として見積合わせを行う。

(イ) 2回目の見積合わせにより契約の相手方が決定しないときは、不調とする。

ウ 提出すべき書類

落札者は、入札書に記載した金額に対応した経費内訳書を提出すること。

(ア) 経費内訳書には、数量、単価、金額等を記載すること。ただし、様式は任意とする。

(イ) 経費内訳書は、参考図書として提出するものであり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

エ 入札の無効

(ア) 入札参加資格のない者及び参加確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失っている者のした入札は無効とする。

(イ) 入札時点において、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者は、入札参加資格を取り消すものとする。

3 問合せ先

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市総務部契約課（新居浜市庁舎4階）

TEL : 0897-65-1221

FAX : 0 8 9 7 - 3 7 - 6 8 2 5

MAIL: keiyaku@city.niihama.lg.jp